

東京都基礎自治体における青少年教育施設設置状況の推移

大山宏[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

本論文は、東京都教育庁が実施した青少年教育施設設置数に関する調査の結果を用い、東京都基礎自治体における青少年教育施設設置数の推移について検討することを目的とする。これまで東京都の青少年教育施設に関しては、1970年代までを主な対象とし、施設が設置される経緯に言及されることが多かった。一方で、青少年教育施設の設置状況の動向について、1980年代以降の実態を明らかにしてきたものはほとんどなかったと言える。そこで本論文では、施設設置数の減少の経緯にも着目し、現代にいたるまでの設置状況の推移を明らかにしている。

キーワード：青少年教育施設，青年館，青年の家，社会教育施設

目次

1 はじめに

2 青少年教育施設設置の経緯

- 2.1 国の政策としての青少年教育施設
- 2.2 東京都における青少年教育施設

3 青少年教育施設の範囲

- 3.1 用語としての青少年教育施設
- 3.2 東京都教育庁による調査の対象

4 青少年教育施設設置状況の推移

- 4.1 青年館等の設置状況
- 4.2 東京都教育庁調査における施設設置数
- 4.3 青少年教育施設の廃止

5 おわりに

1 はじめに

青少年教育施設は社会教育施設の一種であり、青年期教育の観点からだけでなく、社会教育全般にとって大きな役割を果たしてきたとされる。例えば上野は“今日、青少年教育施設を取り巻く状況は厳しく、また青少年教育施設の独自の役割を解明することは容易なことではない”¹としつつも、青少年教育施設を通して学校教育制度を含めた青少年教育全体を見直していくことや、青少年教育施設の地域社会教育施設としての役割を再検討することの必要性に言及しているが、これは青少年教育施設のあり方を巡って、社会教育の課題が現出してくるのではないかと考えられているためである。

しかし、上野は“青少年教育施設の独自の役割を解明することは容易なことではない”とも言及しているが、その一つの要因として青少年教育施設という制度や用語の使われ方の不明瞭さがあげられるのではないだろうか。実際に上野は青少年教育施設について“その実態は自治体ごとに多様であり、また青少年教育施設にかかわる基本構想・計画など明らかではない”²と論じている。これまで、青少年教育施設とは具体的にどのような施設の事を指す言葉であり、それらが実際にどのような役割を果たしてきたかについては、しっかりとした検討が為されてきたとは言い難い状

態にあり、その根幹には明確な基準を持たないという、青少年教育施設の制度的な脆弱さがあると考えられる。また、この脆弱さを前提としつつ、青少年教育施設という用語が登場した当初から、教育委員会が所管する施設だけでなく、当時の運輸省や労働省、厚生省の補助金を用いて首長部局が所管する施設も多数設けられていたように、施設のあり方が多様化していたことも、青少年教育施設の実態を捉えにくくしている大きな要因だと言える。上野が指摘する青少年教育施設の実態の多様さは、こうした背景を受けて生じているものだと考えられる。

一方で、青少年教育施設を対象とした調査や研究は少なくない。特に東京都においては、他の道府県に比して公民館の設置が進まなかったという背景もあり、社会教育行政の中で青少年教育施設が果たした役割は大きいとされ、東京都教育庁をはじめ様々な組織・団体による調査が行われてきた。中でも特別区では多くの区で青年館が設置され、都市空間の中における青年の活動場所を提供する等、特徴的な動きが見られており、これらを対象とした様々な調査等が行われている。

小林は東京の社会教育行政の歴史的動向をまとめながら、こうした東京独自の青少年教育施設を巡る動きについて“東京都心部全域にはじめて都市型の地域社会教育施設が計画化されたという意味で注目される”³と論じているが、これは上野が言う青少年教育施設の地域社会教育施設としての役割への注目と重なる観点であると考えられる。さらに言えば、東京で青少年教育施設が求められた背景には、青年の流入と孤立といった都市空間に特徴的な課題があり、それまで農村的な地域性を背景としてきた社会教育施設とは異なる位置づけ方が必要となってきたことがうかがえる。“日本の大都市、変貌きわまりない現代都市にとって、社会教育とはいかなる存在であったのか”⁴という小林の課題提起にもあるように、都市空間という地域で、人々が新しい生活様式を獲得し、生産に関わる共同体への参画によるものとは異なる社会との結びつき方が求められるようになる中で、改めて社会教育の役割が問われていたのがこの時期であったのであろう。また、まさにそうした新しい生活様式を内面化しようとしていた青年において課題が表面化し、青少年教育施設という形式で地域社会教育施設の設置が進められたのではないとも考えられる

のである。

しかし、これらの調査を基に、東京都の青少年教育施設がどのように発展していったのか、その概要を取りまとめたものはほとんど存在していないのが現状であり、青少年教育施設の意義や役割を検討する基盤となる、施設の設置状況等についての検討が進められていない。様々な事例として、個々の施設の設立過程や運営の様子、さらには閉館に至るまでの記録は残されていることもあり、それらはそれぞれの地域の文脈の中で人々がどのように青少年教育施設を捉えていたのかを知るための貴重な資料となっている。しかし、個々の事例が全体的な社会の動きの中でどのように位置づくのか、言い換えればその事例から何を一般化して論じることができるのかが不明瞭であるため、各事例の記録も地域的な文脈の中に回収されてしまい、そこから広く何かを論じることが難しくなってしまうのではないだろうか。

都市空間における新しい社会教育の役割を考察するためには、本来は施設の設置状況に限定されない社会教育行政全体の動向や、民間の様々な活動の内実にも目を向けていく必要がある。しかし、青少年教育施設が東京の社会教育行政史の特徴の一つであるにも関わらずその設置状況に関する検討が進んでおらず、実態の把握が困難であることは、東京という日本を代表する都市空間における個人と社会の結びつきのあり方と、社会教育の意義を考察する際に、やはり大きな課題となっていると言わざるを得ない。本論文ではこうした課題意識に基づき、東京都における青少年教育施設の設置状況の推移について資料を基に概観するとともに、青少年教育施設を対象とした、東京都教育庁による調査の記録を取りまとめることでその設置状況がどのように推移していったのかを明らかにすることを目的とする。

2 青少年教育施設設置の経緯

2.1 国の政策としての青少年教育施設

青少年教育施設が制度としてどのように成立し、発展してきたのかをまとめた宮本によれば、青少年教育施設が必要とされるようになった背景には、戦後の青少年の不良化と基地周辺の風紀問題に対する世論の高まりがあり、それに対する

対策として青少年団体に目が向けられたことがあったとされる⁵。ただし1950年代半ばまではキャンプ等の野外活動の促進が中心であり、1955年に青少年教育施設整備費に対する国庫補助金の制度が始められてからも、設けられた施設を見ると青少年宿泊所や青少年野営訓練所をはじめとした、野外訓練施設としての性格が強いものが多かったことがわかる。

一方で1950年代前半には青年学級の改善に関する文脈で、青年に対する職業技術教育を行う施設の重要性が議論されていた。この議論の中で要望として出されていた青少年産業実習訓練施設としての機能を持たせる形で、1958年度予算の青少年教育施設整備に対する予算は、1957年度の20倍以上へ飛躍的に増額され、同時に名目も「青年の家」に変更されることとなる。

ここに至り、青少年教育施設の代表例とされる「青年の家」という文言が登場し、これによって青年のための社会教育施設は「青年の家」という統一名称で呼称されることになるのである。ただし、ほぼ同時期に文部省以外の省庁においても青年の家という名称が使われ始めており、1958年度の国の予算案では文部省の他に運輸省の「青年の家（ユースホステル）」と厚生省の「都市青年の家（勤労青少年ホーム）」の二つの項目が認められる。1959年に社会教育法の一部改正によって青年の家が社会教育施設として位置づけられたことで、それ以後は文部省のみが「青年の家」という呼称を用いるようになるもの⁶、用語としての「青年の家」の定義は当初から曖昧になっていたことがうかがえる。

また、こうした文部省所管の青年の家の実態についても、経緯の影響もあって大きく①野外訓練施設としての系譜と、②産業実習訓練施設としての系譜の二つに大別されることが指摘されている⁷。上野はその後の経緯について、1962年の中央青少年問題審議会の意見具申によって、青年の家や勤労青少年ホーム、ユースホステル等の施設が「健全育成施設」として位置づけられ、青年の家の基本的性格が変更されたと言及しており⁸、青少年の健全育成が施設の目的として掲げられるようになっていく。しかし、その後も青年の家は団体宿泊訓練に用いる宿泊型と、都市空間における日常生活施設である非宿泊型に大別されることが慣例となっており⁹、二つの系譜の影響は色濃く認められるのである。また、中央青少年

問題審議会の意見具申によって、一度は区分された勤労青少年ホームやユースホステルと再度同列に扱われたことは、社会教育施設の一つである青少年教育施設としての青年の家の定義が、再度曖昧になったことを示す出来事だったといえる。

2.2 東京都における青少年教育施設

1958年度の国による「青年の家」の予算化を受け、東京都では1959年度に「皇太子殿下御結婚記念事業」として八王子市に青年の家を建設した。これは予想以上の利用者数を記録し、その後も青年の家の建設が進められることとなる。

しかし一方で、青年の家は全て郊外に設置されたため、青年が常時利用できる施設とはなっていないことが、都心部の青少年教育関係団体のリーダー等から指摘されていた¹⁰。これを受け東京都は、都市青年の活動場所となる「青年館」設置への構想を1959年度に出し、予算化していくこととなる¹¹。これは特別区を対象とし、青少年の集会、読書、レクリエーション等余暇善用のための施設の設置に対し、東京都が補助金を支出するというものであり、各区に1館ずつ青年館を建設しようという計画であった。実際に1966年度までに、千代田区を除く22区に23館が設置されており、この計画は一定の成果をあげていたといえる。

この時、補助対象の要件の中に「青年館用地は、当該区内の土地であること」という文言が入れられており¹²、また特別区の中では世田谷区の青年の家等ごく一部を除いて宿泊設備を持たなかったことから、青年館は典型的な非宿泊型の青少年教育施設として構想されていたことがうかがえるであろう。東京都ではこれとほぼ同時期に、全都的な宿泊型の青少年教育施設として都立青年の家の整備も進めており、機能を区別したうえで、より日常的に使用することが想定される非宿泊型の施設の整備を基礎自治体である特別区に任せていたと考えられる。

ただし、こうした青年館設置の意図は、社会教育の現場にも共有されていたとは言い難く、例えば特別区で最も早く設置された葛飾青年館に関連して、当時の社会教育主事は後年“何のためにその青年館をつくるのかということころあたりがはっきりしないうちにもう設計図ができて、私が行ったときにはそれができ上がっていました。（中略）まあつくったのですけれども、いろいろもちろん活用されましたが、率直に言うともうち

よっと検討してから、各区がやってから設置した方が良かったのではないかと考えています”と振り返っている¹³。これは当初の青年館設置の動きが、東京都の構想を基に行政の主導で行われたことを示している。

こうした青年の家や青年館といった青少年教育施設設置の動きの根底には、国の産業・経済政策に基づく、全国からの特別区への若年人口の大量の流入がある。これらの青少年の都市生活への不適応に対応することが求められ、また折しも1957年頃から商店街で週休制が導入され、余暇善用が社会的関心事となったことで、青少年の活動場所が求められるようになっていった¹⁴。しかし戦後初期の都教委では社会教育における指導者の養成が重視される一方、施設設置はほとんど顧みられず、公民館等の設置率は常に全国最低を記録し続けていたということもあり、青少年教育施設の設置は喫緊の課題として位置づけられていったのである¹⁵。

東京の社会教育行政において青少年教育施設が重要であったとされるのは、こうした東京都における低い社会教育施設設置状況を受けてのことである。全国のおよそ7割の自治体が公民館を設置するに至っていた1952年度の段階で、都内で設置された公民館は16館に過ぎず、特別区に限定すればわずかに北区に3館設置されたのみであったことから見てとれるように¹⁶、それまで東京都では社会教育施設の設置は進んでいなかった。そうした状況にあって青少年教育施設の設置が進められたことは、その後の社会教育施設設置の原動力となるものであったのである。実際に、後年青年館から社会教育会館等に転用された事例も複数あり、青年館の設置をきっかけとして社会教育施設の充実が始まったのだと見ることができる。

ただし、青年館設置に対する補助金の支出は特別区を対象としたものであり、三多摩地区等には適用されなかったため、特別区とそれ以外では青少年教育施設・社会教育施設設置の経緯が異なる事には留意する必要があるだろう。三多摩地区では青少年教育施設の設置に対する補助金の制度が無かったため、青少年教育施設の設置は特別区以外ではそれほど進んだわけではなく、むしろ後年になって公民館等の社会教育施設が設置されていくことになる。しかし複数の自治体では、青年館の設置が始まるよりも早い時期に、青年研修

所等の名称で青少年教育施設が設置されており、青少年教育施設の必要性が認識されていないわけではなかった。

3 青少年教育施設の範囲

3.1 用語としての青少年教育施設

ここまで青少年教育施設の制度的な展開過程を追ったが、青少年教育施設はその定義が曖昧なまま今日に至っており、例えば同じ東京都内であっても特別区とそれ以外の自治体で違う捉えられ方をすることが示唆された。しかし、「青少年教育施設」は代表的な社会教育施設の一つとされ、様々に論じられるとともに、各種調査の対象とされてきているが、それらはどのような範囲の施設を「青少年教育施設」と位置づけていたのであろうか。

社会教育・生涯学習辞典によれば、青少年教育施設には“青年の家や少年自然の家といった学校以外の場で青少年教育を目的とする社会教育施設を意味する場合と、児童文化センターや勤労青少年ホーム、都市公園のような施設も含めて、広く青少年の健全育成に資する教育施設を総称する場合とがある”¹⁷とされており、青少年教育施設という用語で表される範囲が明確でないことが示されている。このように青少年教育施設の定義が統一されていないのは、先述のような歴史的な展開過程の影響の他に、代表的な社会教育施設である公民館・図書館・博物館等がそれぞれ個別法で規定されているのに対し、青少年教育施設は個別法の規定が無いためであると考えられる。実際に青少年教育施設を対象とした調査等でも、何をもって青少年教育施設と規定するかが統一されていない状況となっている。

「青少年教育施設」という用語の不明瞭さについて言及した先行研究としては、青山によるものがあげられる¹⁸。青山は、①文部科学省の「社会教育調査」、②内閣府の発行している『青少年白書』、③独立行政法人国立青少年教育振興機構の提供している「青少年活動場所ガイド」、④社団法人全国青少年教育施設協議会の加盟施設を取り上げ、それぞれがどのような施設を対象としているのかについて分析を行っている。

その結果によると、各調査等で「青少年教育施設」として扱われている施設の範囲は異なってい

ることが確認され、“〈青少年教育施設〉について議論する際、施設の実態が多様であることを前提とし、それぞれの概念が曖昧であることを自覚しながら、状況に応じて〈青少年教育施設〉を捉え返していくことが現実的”¹⁹であると結論付けられている。これは青少年教育施設という用語を用いる度に、そこで論じている「青少年教育施設」の範囲を確認する必要があることを示すものである。したがって、青少年教育施設に関する各種調査等の結果に触れる際には、まずそこで問われている青少年教育施設の範囲を確認する必要があるのである。

3.2 東京都教育庁による調査の対象

東京都の各自治体を対象とした調査で、最も継続的に青少年教育施設の設置数について数値を残しているのは、東京都教育庁によるものであろう。この調査は東京都教育庁が、都内の各自治体の教育委員会を対象として行っているものであり、全ての自治体から回答を得ている悉皆調査となっていることが大きな特徴である。したがって、各自治体の教育委員会が青少年教育施設であると判断している施設の数、そのまま記されていると判断できる。この調査の結果は、東京都教育庁内での担当部署名や報告書のタイトルの変更を何度か経ながらではあるものの、1962年度から毎年報告書が発行されており、各種社会教育施設の設置数や職員数、社会教育関係費の予算額等のデータが自治体毎にまとめられている²⁰。

この調査項目に社会教育施設一覧が初めて登場するのは1971年度であるが、当初の項目は「図書館」と「公民館・社会教育会館・青年館他」という名称であった。このため「青年館」という名称を用いていない青少年教育施設が含まれるかどうかは自治体毎に判断が分かれており、実際に三多摩地区ではすでに設置されているはずの青年研修所等の施設が記載されていない場合が多く、青少年教育施設の全数を算出することは難しくなっている。「青少年施設」という名称で青少年教育施設が公民館・社会教育会館とは別の項目として位置づけられ、施設設置数の自治体毎の項目が加えられるのは1974年度の報告書からであり、これ以降各自治体における青少年教育施設設置数を追うことができるようになっている。

ただし、先述の通り青少年教育施設は個別法に依る規定のない施設であるため、1974年以降の

データについても、実際に回答の詳細を見ると様々な施設が含まれており、その判断基準もまた一定ではないと考えられる。例えば1999年度の調査で青少年教育施設として回答されている施設は49あるが、その中には青年館や青年の家、少年自然の家といった代表的な青少年教育施設だけでなく、様々な名称の施設が含まれており、児童館等の教育委員会所管ではないと思われる施設を含めて回答している自治体もある。

調査でどのような施設が青少年教育施設として回答されているかを検討するために、東京都が行っている、青少年施設に関する別の調査報告書である『東京都の遊び場及び青少年施設の概況』と比較を行う。この調査は東京都生活文化局女性青少年部によって1999年度まで行われていたものであり、1974年度から毎年青少年関係施設の設置状況を記録している²¹。また、この調査も東京都の各自治体を対象とした悉皆調査となっており、教育庁による調査と比較、検討するために適していると考えられる。

生活文化局による調査の特徴は、施設の所管に拘らず、機能で分類を行おうとしている点にあり、調査を始めた当初から、青少年関係施設を機能毎に分類し、それぞれの設置数をまとめるという方法をとっている。その分類は、まず施設を青少年が直接利用対象となる施設（直接施設）と、一般住民とともに青少年も利用できる施設（間接施設）に大別し、直接施設はさらに(1)青年館等（非宿泊）、(2)青年の家等（宿泊）、(3)勤労青少年会館等、(4)児童館等の4項目に、間接施設は(1)図書館、(2)博物館等、(3)公民館等、(4)社会教育会館、(5)文化会館等、(6)福祉会館等、(7)市民会館等、(8)スポーツ施設、(9)保養所等、(10)ハイキングコースの10項目に分けるというものである。なお、直接施設の(1)青年館等と(2)青年の家等は宿泊設備の有無で分類されているが、これは特別区が設置した青少年教育施設のうち、宿泊設備を備えているものは青年館ではなく、世田谷区の青年の家や渋谷区の新島青少年センターのように別の名称が用いられていることから、少なくとも東京都においてはある程度定着した区別化であると考えられる。

生活文化局による調査の最終年度にあたる1999年度は、教育庁による調査でも青少年教育施設の一覧が載せられているため、この年度の報告書を用いて二つの調査で扱われている施設を比較した結果が表1である。

この表の中で、太字で表されている施設は、双方の調査で名前があがっているものである。この表を見ると、教育庁の調査において「青少年施設」とされている施設は、そのほとんどが生活文化局の調査において「青年館」または「青年の家」に分類されているものであることがわかる。これは教育庁調査における「青少年施設」が、直接施設

の中でも勤労青少年会館や児童館等を除外した、教育委員会が所管する狭義の青少年教育施設のことを表していることを示すものである。

生活文化局調査における「青少年施設」に目を向けると、「青年館」はほとんどの施設が教育庁調査と一致しているが、「青年の家」では自治体毎に判断が異なっていることがわかる。また、青

区市町村名	東京都教育庁調査「青少年施設」		東京都生活文化局調査「青少年施設」	
			青年館	青年の家
千代田区	軽井沢少年自然の家			軽井沢少年自然の家、メレーズ軽井沢、保田臨海学園
文京区				少年自然の家八ヶ岳高原学園、柏学園
台東区	台東青年館	台東青年館		軽井沢学園、少年自然の家霧ヶ峰学園、台東区自然の村あわ野山荘
墨田区	わんぱく荘、すみだセミナーハウス			すみだセミナーハウス
江東区	青少年センター、深川青年館並区民館	深川青年館、青少年センター		
目黒区	青少年プラザ（複合・中目黒スクエア）			目黒青少年プラザ
大田区	青年の家、大森西青年施設、矢口青年施設、平和島ユースセンター	青年の家、大森西区民センター青年施設、矢口区民センター青年施設		平和島ユースセンター
世田谷区	青年の家、池ノ上青少年会館	池ノ上青少年会館		世田谷区青年の家
渋谷区	神宮前青少年の家、初台青年館、代々木青年館、檜原自然の家、新島青少年センター、峰の原青少年山の家	初台青年館、代々木青年館、神宮前青少年の家		渋谷区新島青少年センター、峰の原青少年山の家、檜原自然の家
中野区	中野区立野方青年館、中野区立南部青年館	野方青年館、南部青年館		常葉少年自然の家、軽井沢少年自然の家
杉並区		児童青少年センター		
豊島区	青年館、猪苗代青少年センター	青年館		猪苗代青少年センター（猪苗代四季の里）
北区		北とびあヤングコーナー		
荒川区	清里高原ロッジ、清里高原少年自然の家			清里高原ロッジ清里高原少年自然の家
板橋区	少年自然の家八ヶ岳荘、霧ヶ峰高原荘			少年自然の家八ヶ岳荘、霧ヶ峰高原荘
練馬区	軽井沢少年自然の家、下田少年自然の家、武石少年自然の家、岩井少年自然の家、春日町青少年館、南大泉青少年館	春日町青少年館、南大泉青少年館		武石少年自然の家、岩井少年自然の家、軽井沢少年自然の家、下田少年自然の家
足立区	青年センター、こども科学館	青年センター		
葛飾区				日光林間学園、あだたら高原学園
八王子市	八王子市姫木平少年自然の家			姫木平少年自然の家
立川市				青少年団体八ヶ岳自然の家（八ヶ岳山荘）
武蔵野市				市立自然の村
青梅市		釜の淵市民館（婦人青少年研修センター）		
調布市	調布市八ヶ岳少年自然の家			八ヶ岳少年自然の家
町田市	大地沢青少年センター、町田市青少年施設「ひなた村」	青少年施設ひなた村、町田市子どもセンターばあん		大地沢青少年センター
小金井市	小金井市立清里少年自然の家			清里少年自然の家（清里山荘）
東村山市				白州山の家
田無市				菅平少年自然の家
多摩市	多摩市立八ヶ岳少年自然の家			多摩市八ヶ岳少年自然の家
稲城市	稲城市立第一児童館、稲城市立第二児童館、稲城市立第三児童館、稲城市立第四児童館、稲城市立城山児童館			
羽村市	羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家			羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家
小笠原村	青少年研修宿泊センター			

表 1: 教育庁調査と生活文化局調査における「青少年施設」の比較（1999年度）

年館であげられた施設のうち教育庁の調査と一致していないものについては、杉並区の児童青少年センターと北区の北とびあ、町田市子どもセンターばあんは教育委員会が所管する施設ではないため、教育委員会が所管する施設で教育庁の調査と一致していない項目は、青梅市の釜の淵市民館のみとなる。釜の淵市民館にしても青少年のみを対象とする施設ではなく、あくまで婦人青少年研修センターとしても用いるという位置づけになっている。

これらから、教育庁調査における「青少年施設」の範囲は、青少年を主たる対象とした教育委員会が所管する施設のうち、特に宿泊設備を持たないものを指している。また、宿泊設備を持つものを加えるかどうかは自治体毎に判断が分かれていることも見てとることができる。

4 青少年教育施設設置状況の推移

4.1 青年館等の設置状況

先述の通り、東京都教育庁による調査に、青少年教育施設設置数の項目が加えられるのは1974年度からのことである。しかし、東京都が青年館構想を発表したのは1959年、青年館の建設が始まったのは1961年のことであり、1974年以前から青少年教育施設の設置に関して大きな動きがあったことがわかる。そこで、まず青年館を中心とし、1970年代前半までの青少年教育施設の設置がどのように進められたのかを素描する。

1970年代前半までの青年館設置の動向については、杉並区の社会教育主事であった西岡がまとめた資料が残っている²⁾。表2はこれを基に作成した、青年館設置に関する動向についての表である。太字で示されているのは、廃館又は施設の名称変更等で青少年教育施設の枠組みから外れたことを示す項目であるが、これを見ると1960年代のうちに青年館の社会教育会館への転用が始まっていたことがわかる。中でも新宿区や品川区では、それぞれ1969年と1972年に青年館を転用してからは、東京都教育庁の調査結果では、今日に至るまで青少年教育施設の設置数は0のままとなっている。青年館をどのように運用するかは設置主体である特別区毎に方針が異なっており、

年度	青年館設置動向
1959	東京都教育委員会が青年館構想を発表
1960	東京都は特別区に対する青年館建設補助事業を開始
1961	中野区青年館開館 大田区雪谷青年館開館 江東区亀戸青年館開館 葛飾区青年館開館 江戸川区青年館開館 渋谷区初台青年館開館 台東区台東青年館開館
1962	墨田区青年館開館 目黒区青年館開館 杉並区高井戸青年館開館 北区青年館開館 足立区青年館開館
1963	世田谷区青年の家開館 中央区青年館開館 板橋区青年館開館 新宿区赤城青年館開館 新宿区三栄町青年館開館 荒川区日暮里青年館開館
1964	三鷹市青年の家開館 大田区鶴く青年の家開館 練馬区南大泉青年館開館
1965	豊島区青年館開館 品川区青年館開館
1966	文京区青年館開館
1967	北区王子青年館開館 杉並区井草青年館開館
1968	港区青年館開館
1969	新宿区赤城三栄町青年館「社会教育会館」と名称変更 中野区野方青年館開館 練馬区春日町青少年館開館 練馬区南大泉青年館「春日町青少年館南大泉分館」と名称変更
1970	渋谷区新島青少年センター開館 江戸川区青年館「区民センター青年館」と名称変更 杉並区高円寺青年館開館 渋谷区代々木青年館開館
1971	江東区深川青年館開館
1972	品川区青年館「五反田文化センター」と名称変更 荒川区尾久青年館開館 中野区青年館廃館
1973	町田市ひなた村開村(都立町田青年の家を移館) 小金井市青少年センター開所 板橋区青年館「社会教育会館」開館にともない廃館
1974	大田区六郷青年館開館

表2: 1970年代前半までの青年館設置動向

その実態も同様ではないことがうかがえる。

西岡による青年館設置動向のまとめを見れば、1974年度の時点で東京都には32の青少年教育施設が設置されていたことになるが、教育庁の調査では1974年度には37の施設が設置されていたことになっている。この数値の違いについて、自治体別に詳細を見たものが表3であり、色がついている自治体は西岡による資料と教育庁の調査で数値が一致しなかったところである。

区市町村名	西岡資料	教育庁調査	
	設置数	設置数	備考欄の記載
中央区	1	1	青年館
港区	1	1	青年館
文京区	1	1	青年館
台東区	1	1	青年館
墨田区	1	1	青年館
江東区	2	2	青年館
目黒区	1	1	青年館
大田区	3	5	青年館2、働く青年の家他
世田谷区	1	1	青年の家
渋谷区	3	3	青年館
中野区	1	1	青年館
杉並区	3	3	青年館
豊島区	1	1	猪苗代青少年センター
北区	2	1	青年館
荒川区	2	2	青年館
練馬区	2	2	
足立区	1	1	青年館
葛飾区	1	1	青年館
江戸川区	1	1	青年館
八王子市		1	白樺青少年の家
三鷹市	1		
昭島市		1	檜原荘
町田市	1	1	日向村
小金井市	1	1	青少年センター
東村山市		1	青年教室
田無市		1	少年自然の家
神津島村		1	青年研修所

表 3: 1974 年度青年館等設置数の比較

れているかは不明だが、東京都都民生活局による調査の報告書『青少年施設対策関係資料』の昭和 53 年度（1978 年度）版に、王子青年館の他に滝野川青年館の記載があり、設置年が昭和 37 年（1962 年）とされていることから、名称を変えながらではあるが、少なくとも 1978 年までは北区に青年館が 2 館あったと考えられる。この他、豊島区についても、青少年教育施設の設置数は合っているものの、その内実が「猪苗代青少年センター」とされており、この時点で既に設置されていたはずの青年館が数に含められていないが、1951 年度の調査報告書から「青年館、猪苗代青少年センター」という表記で 2 館になっていることから、この時は何らかの理由で書き漏らしている可能性が高い。

また、特別区以外に目を向けると、教育庁調査であげられているものの、西岡の資料で言及されていない施設の中には、自治体の敷地外に設置された、宿泊設備を備えたものも多い。具体的には八王子市の白樺青少年の家や田無市の少年自然の家等がそれにあたるが、こうした施設は自治体の中に設置し、青少年の日常的な利用に用いるものとされた青年館の理念と異なるため、西岡が「青年館」として認識をしていなかった可能性が

高いと考えられる。

また西岡の資料ではあくまでも開設や廃止といった、施設の設置状況に関わる動向があった場合にのみ記載があるが、神津島村の青年研修所は特別区で青年館設置の動きが始まる 1961 年よりも早い、1959 年に設置されたものであり、青年館関係施設として位置づけられなかったことも考えられる。東京都都民生活局による調査の報告書『青少年施設対策関係資料』の昭和 53 年度（1978 年度）版には、神津島村の他にも青年研修所を 1958 年に設置した武蔵村山市、1960 年に設置した瑞穂町についての記述があり、東京都の青年館構想が具体的に動き出すよりも前に、特別区以外では青年研修所の名称で青少年を対象とした施設が設けられていたことが示唆されている。これらは特別区以外の自治体では、青年館設置の動向とは別に青年層を対象とした施設が位置づけられ、各自自治体の判断で設置されていたことによる影響だと考えられ、「青年館」という枠組みだけでは捉えきれない、様々な形式の青少年教育施設が、1960 年頃から東京には複数設置されていたことを示している。

これらを踏まえると、一部の特別区における施設数に疑問は残るものの、西岡の資料は青年館に関しては、東京都教育庁の調査が始まる前の動向をほぼ正確に表していると考えられる。一方で特別区以外の自治体については、青年館設置以前から独自の判断で設置されていた青年研修所をはじめ、青年館という枠組みでは捉えきれない施設が多数あったことが示唆されており、それらについては今後さらに検討を行う必要があると言える。

4.2 東京都教育庁調査における施設設置数

先述の通り、東京都教育庁によって行われている調査は、都内の各自自治体を対象とし、1962 年度から毎年行われているものであり、最も継続的に社会教育施設としての青少年教育施設設置数の数値を残している調査である。ここでは社会教育施設の設置数が自治体毎にまとめられるようになった 1974 年度以降のデータを基に、青少年教育施設の設置数を取りまとめる。

図 1 は特別区部、市部、町村部、島しょ部毎にまとめ、青少年教育施設の設置状況を示したグラフである。なお羽村町は 1992 年度のデータから羽村市に、五日市町は 1996 年度のデータから秋

川市と合併してあきる野市になっているが、これらはそれぞれ町の間は町村部に、市になってからは市部に算入している。ただし、五日市町は青少年教育施設を持ったことがないため数値には影響がない。羽村市は1989年度から青少年教育施設を1館持っており、この数値は1992年度から市部の数値に加えられている。また、2007年度については報告書が発刊されておらず、数値の確認ができていない。

この図を見ると特別区部、市部において1980年代前半まで、青少年教育施設設置数は増加傾向が見られていたことがわかる。ただし、特別区部は東京都の青年館構想の影響もあってか、1970年代半ばには既に一定の施設数が確認できるが、市部では1980年頃になってから急激に設置数が増加している。その後一度減少に転じるが、再度1990年代前半に増加し、それ以後は緩やかに減少し続けている。一方で町村部と島しょ部については、基本的に青少年教育施設は設置されていない。町村部で唯一設置していたのは羽村町であり、それも1992年度に羽村市になり、市部に算入されるようになってからは、町村部の青少年教育施設設置数は0のままとなっている。また、島しょ部では1988年度までは神津島村の青年研修所のみとなっており、1989年度に神津島村の青少年教育施設設置数が0となるのと入れ替わるように、小笠原村の青少年研修宿泊センターが設置されている。

こうした結果から、東京都における青少年教育施設の設置は、町村部や島しょ部では一部の例外を除いてほとんど為されておらず、基本的には特別区部と市部において進められていたことがわかる。また、1994年度を境に特別区部・市部の双方で緩やかな減少傾向を見せるようになっていくことから、1994年度までに特別区部・市部の主だった青少年教育施設の設置は終わっていると考えられる。そのため、特別区部・市部における、1994年度までの青少年教育施設設置数を自治体別に表したものが表4である。

表4を見ると、1970年代から1980年代前半にかけての特別区部における青少年教育施設の急増は、主に大田区と渋谷区によるものであることがわかる。両区の青少年教育施設の内実を確認すると、1974年度は大田区では「青年館2、働く青年の家他」で5館、渋谷区では「青年館」で3館となっているのに対し、1980年度の大田区では「青年館5、働く青年施設3」で8館、渋谷区では「青年館2、青少年センター1、青少年の家5」で8館となっている。両区ともその後一度施設数を減らし、1980年代後半の施設数減少の要因にもなっているが、1990年代半ばまで他の区より高い施設数を維持し続けている。また、急激な増加はしていないものの、一貫して増加傾向を維持し続けている自治体としては練馬区や墨田区等があり、1990年代半ばに再度施設数が増加に転じるのは練馬区をはじめとして墨田区や足立区

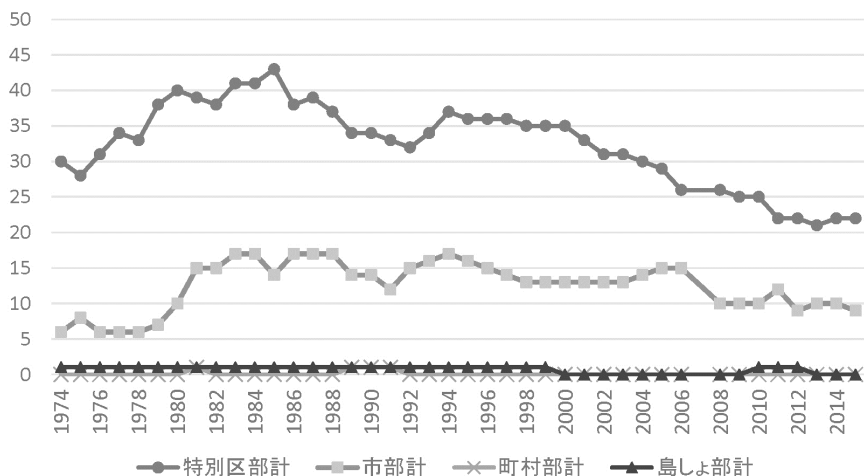


図1: 青少年教育施設の設置動向

体的にはあまり急激な変化のないまま、1990年頃までは緩やかに増加し、それ以後は減少していったことがうかがえる。市部では青少年教育施設を全く設置しない自治体が過半数を占める状況の中、一部の市は1館ないし2館程度施設を設置していた。例外となるのが稲城市であり、児童館や学童クラブを青少年教育施設と位置付け、1980年代前半に急激に設置数を増加させている。

4.3 青少年教育施設の廃止

新宿区や品川区の事例から、青少年教育施設が社会教育会館等に転用される場合があったことは既に言及している。また、東京都では1960年頃まで公民館などの社会教育施設の設置が進まず、青年館構想によってはじめて社会教育施設設置に関わる大きな動きができてきたという経緯がある。このことから、青少年教育施設設置数が減る際に、どういった経緯があったのか、廃止なのか転用なのか大きな意味を持っていることが示されている。青少年教育施設設置数が減少した際に、それが廃止なのか転用なのか等、詳細な経緯は東京都教育庁の調査からは見えてこない場合が多いが、各種資料で補足をしつつ、設置数減少の実態を把握することを試みた。

まず、西岡の資料によれば、1969年に新宿区が青年館2館を社会教育会館に、1972年に品川区が青年館を文化センターにそれぞれ名称を変更し、一般区民も利用することが可能な施設に位置づけ直している。また、中野区青年館と板橋区青年館は、それぞれ転用ではなく廃館とされている²⁴。その後の東京都教育庁の調査との整合性を考えても、1974年より前に転用ないし廃館となったのは、この5館と考えて良いだろう。

1974年度以降で青少年教育施設設置数が減少した特別区としては、1979年度に0になった葛飾区と、1981年度に0になった江戸川区があげられるが、このうち江戸川区については1979年度の段階で青年館が区民センターに執行委任されたことが記録に残されており、青少年教育施設設置数が減少した際に青年館が区民センターに統合された可能性は高いと思われる。

1980年代に入ると、1982年に目黒区、1984年に荒川区、1985年に大田区で青年館の記載が消えるが、このうち最も経緯ははっきりと残っているのは荒川区の事例であろう。荒川区では1984年度に青年館が社会教育会館に転用される

こととなるが、これに関しては1977年頃から転用に向けた動きがあり、1982年には『昭和57年度荒川区行政計画』の中で青年館の多目的利用・有効利用に言及されていたことが大きく影響したという指摘もある²⁵。また、大田区では1986年に、それまで10館あった青少年教育施設が1年で4館へと激減しているが、施設の内実を見ると1984年は「青年館7、青年の家1、青年施設2」となっていたものが、1985年の段階で「文化センター7、働く青年施設3」となっている。この翌年に設置数の激減が起こっているわけだが、この記述からは1985年の時点で青年館が文化センターに転用されていたことがうかがえる。

これ以降も青少年教育施設設置数の減少は多くの自治体で見られ、その傾向は1990年代半ば以降加速していくこととなる。しかし、1987年度以降の東京都教育庁による調査報告書の、社会教育施設設置数の一覧からは、青少年教育施設の詳細に関する記述欄がなくなっており、動向をつかむことが難しくなっている。

しかし、現状でわかっている範囲でも、新宿区・品川区・荒川区では青少年教育施設として設置された施設が、その後転用されたことが確認されており、江戸川区や大田区においても、他の施設へと転用されたのではないかと考えられる。こうした傾向を踏まえると、特に特別区において、青少年教育施設が社会教育施設設置の観点から大きな役割を果たしたことが、改めて示唆される結果が出ていると言える。

5 おわりに

本論文では、主に東京都教育庁によって実施された調査の報告書を基に、東京都における青少年教育施設の設置状況がどのように推移してきたのかについて検討してきた。その中で、これまであまり注目されてこなかった、1970年代半ば以降の青少年教育施設の設置状況について、大まかな動向が見えてきたと言える。

東京の青少年教育施設、とりわけ青年館は、東京都が各特別区に設置を推奨することで設置が促進されてきたものであった。しかし設置時に明確なビジョンのないまま施設整備に踏み切っていたことも示唆されており、実際に各区で設置数に大きな違いが見られることから、青少年教育施設の位置づけ方が区によって異なっていたことが示

されている。また、東京都が助成金の対象としたのは特別区のみであったこと等から、特別区部とそれ以外の地域では青少年教育施設が設置される過程も全く異なっていたことがわかっている。一方で施設数が減少する際には、その施設を廃止する場合だけでなく、年齢を限定しない他の施設に転用することも多いことが確認されている。こうした施設を取り巻く環境の違いは、各自治体における青少年教育施設に関する様々な取り組みの前提となるものであり、個々の事例を読み解く際には施設設置数の動向や、設置の意図について検討する必要があることが改めて示される結果となっている。そうした検討の基盤となる、青少年教育施設設置状況の概要を示したことは、本論文の大きな成果である。

一方で、実際には青少年教育施設の設置数の変化は、一部の例外を除き緩やかに生じていたこともわかっている。そうした全体的な傾向の中で、青少年教育施設の設置数について自治体毎の動向についても素描することを通し、特徴的な動きを見せていた自治体がどこかということが明確に示されたことも本論文の成果であるといえる。これによって、各自治体に残されている個々の事例の記録が、東京都内の青少年教育施設設置数の全体的な動向に照らし合わせて、どのように位置づけられるものであるかを検討することができるようになったと考えられる。

しかし、東京都教育庁が実施した調査の報告書を用いたことで、検討が不十分となった部分も何点か残されている。1点目として、特別区等の基礎自治体が主体となって設置が進められた、青年館をはじめとする施設についてはおよそその動向が素描できたと考えるが、一方で東京都が主体となって進められた、宿泊設備を備えた青年の家の動向についてはあまり触れられていない。しかし、本来東京都の方針としては、この両者がそろって青年期教育の施設を拡充することが見越されていたはずで、その意味では極めて不十分なものとなっている。

2点目として、青年館とは異なる枠組みからの青少年教育施設の位置づけは不十分である。典型

的な事例としては、青年館構想以前から設置されていた青年研修所等があげられるが、これに限らず全体的に青年館構想とは違う文脈で設置されている青少年教育施設、具体的には主に市部での青少年教育施設の位置づけや、宿泊設備を備えた青少年教育施設に関する検討は不十分であるといえる。

3点目として、青少年教育施設設置に関する数値上の変動は示すことができたが、それが何によって引き起こされた現象であるか、どういった影響があったのかについては、今後さらなる検証が必要である。例えば1990年代前半に、全体的な傾向として青少年教育施設設置数が緩やかな減少に転じたことについて、バブル崩壊が大きく影響しているのではないかと考えられるが、それは今回主な対象とした東京都教育庁による調査報告書に記載されている、青少年教育施設設置数の数値からは読み取ることができない。当時の社会の変動等も踏まえながら、一つ一つの数値が表す意味については、さらに検討していく余地があるだろう。

青少年教育施設は、その用語の不明瞭さもあって、東京都内においても自治体ごとに位置づけ方が異なり、厳密にその範囲を定めることが難しい施設となっている。しかし、都市空間の中でも青年が日常的に集い活動できるようにという意図で設けられた青年館構想を見るに、東京という都市空間で生きる個々人がどのように他者の存在を自身の生活の中に位置づけていたか、言い換えれば社会との関係を構築していたかが、青少年教育施設のあり方を通して問われていたのだと思われるのである。実際には当時施設を利用していた青年たちの動向や、施設をめぐる言説等の検討を経なければ、個人と社会との関係のあり方という大きなテーマに迫ることはできないのだが、本論文ではその前段として、これまで明らかにされてこなかった青少年教育施設の設置状況を概括するに留まっている。個々の事例を基にした、青年自身の動向についての、更なる検討が待たれるところである。

注

1 上野景三「青少年教育施設の変遷と課題—倶楽部から公民館、青少年教育施設へ—」<日本社会

教育学会編『日本の社会教育第46集 子ども・若者と社会教育—自己形成の場と関係性の変容—』東洋館出版, 2002> p. 38.

2 *Ibid.* p. 45.

- 3 小林文人 “通史 I 戦後東京の社会教育行政・施設史—戦後初期より 1980 年前後まで—” <東京社会教育史編集委員会編『大都市・東京の社会教育 歴史と現在』エイデル研究所, 2016> p. 37.
- 4 小林文人 “大都市・東京の社会教育—その歴史をどうみるか—” <東京社会教育史編集委員会編『大都市・東京の社会教育 歴史と現在』エイデル研究所, 2016> p. 2.
- 5 宮本一 『日本の青少年教育施設発展史 上巻』 日常出版, 2001, p. 26.
- 6 福田絵美 “青少年教育の歴史と展開に関する考察—青少年教育施設の成立過程を中心に—” 『立教大学大学院教育学研究集録』第 4 号, 2007, pp. 95-106.
- 7 宮本, *op.cit.*, p. 34.
- 8 上野, *op.cit.*, p. 42.
- 9 社会教育局青少年教育課 “青少年教育施設について” 『文部時報』第 1245 号, 1981, pp. 40-46.
- 10 東京都立教育研究所編『戦後東京都教育史 下巻』東京都立教育研究所, 1967, pp. 284-285.
- 11 西岡政良 “東京の青年館等のあゆみ” <東京都教育庁社会教育部編『東京の市民学習・集会施設—公立の公民館・社会教育会館・青年館・青年の家等—』東京都教育庁社会教育部, 1976> p. 44.
- 12 東京都教育庁社会教育部青少年教育課編『青少年教育事業の概要』東京都教育庁社会教育部青少年教育課, 1961, p. 13.
- 13 高橋四郎, 岡田明夫, 森田信夫, 楠本一男, 小林文人, 久田邦明, 山口智章 “座談会「葛飾区社会教育のあゆみ—昭和 30 年代から 40 年代」” <東京都立多摩社会教育会館編『戦後における東京の社会教育のあゆみ 2』東京都立多摩社会教育会館, 1999> p. 32.
- 14 荒井隆 “特別区社会教育施設のあゆみ—東京 23 区社会教育施設の整備過程—” <東京都立多摩社会教育会館編『戦後における東京の社会教育のあゆみ 2』東京都立多摩社会教育会館, 1999> p. 12.
- 15 串田稔光 “東京の青年の家のあゆみ” <東京都教育庁社会教育部編『東京の市民学習・集会施設—公立の公民館・社会教育会館・青年館・青年の家等—』東京都教育庁社会教育部, 1976> p. 50.
- 16 東京都立教育研究所編, *op.cit.*, pp. 240-241.
- 17 社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店, 2012, p. 343.
- 18 青山鉄兵 “〈青少年教育施設〉の諸相” 『国立青少年教育振興機構研究紀要』第 8 号, 2008, pp. 77-89.
- 19 *Ibid.* p. 87.
- 20 1962 年度から 1971 年度は東京都教育庁社会教育部編『社会教育行政調査資料』, 1972 年度から 1996 年度は東京都教育庁生涯学習部振興計画課編『区市町村社会教育行政の現状』, 1997 年度から 1998 年度は東京都教育庁生涯学習部振興計画課編『区市町村生涯学習行政の現状』, 1999 年度から 2001 年度は東京都教育庁生涯学習部振興計画課編『区市町村生涯学習・社会教育行政の現状』, 2002 年度以降は東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課編『区市町村生涯学習・社会教育行政データブック』として, それぞれ報告書にまとめられている。ただし, 1963・64 年度と 1965・66 年度はそれぞれ 2 年分が一冊にまとめられており, また 2007 年度の報告書は発行されていない。
- 21 1974 年度から 1978 年度は東京都都民生活局婦人青少年部編『青少年施設対策関係資料』, 1979 年度から 1987 年度は東京都生活文化局婦人青少年部編『東京都の青少年関係施設の概況』, 1988 年度から 1997 年度は東京都生活文化局女性青少年部編『東京都の青少年施設の概況』, 1999 年度は東京都生活文化局女性青少年部編『東京都の遊び場及び青少年施設の概況』として, それぞれ報告書にまとめられている。ただし, 1998 年度の報告書は発行されていない。
- 22 西岡, *op.cit.*, pp. 48-49.
- 23 1980 年度の調査報告書では, 稲城市では教育委員会により, 児童指導員という名目で非常勤職員が雇用されており, 稲城市では児童館が教育委員会の管轄に置かれていたことも示唆されている。
- 24 西岡, *op.cit.*, pp. 48-49.
- 25 小澤晃広『地域コミュニティにおける青年活動の意義—東京都荒川区における青年活動を事例として—』 入手先 URL:
<http://www.waseda.jp/sem-muranolt01/SR/S2004/2004SR-ozawa.pdf> (アクセス日: 2016-10-28)

Transition of the Number of Youth Educational Facilities in the Municipalities of Tokyo

Hiroshi OYAMA[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this study is to examine the transition of the number of youth educational facilities in the municipalities of Tokyo by using the result of a survey which was implemented by Tokyo Metropolitan Office of Education. Until now, researchers predominantly referred to the increase in the number of youth educational facilities from the 1960's to the 1970's. However, they did not shed light on the actual conditions of the number of youth educational facilities after the 1980's. Accordingly, this study reveals the transition of the number of youth educational facilities by paying attention to the decrease as well as the increase in the number of facilities.

Keywords: Youth Educational Facility, Seinenkan, Training and Accommodation Institution for Young Men, Social Education Facility